北海道大学不当労働行為事件
（平成22年（道委不）第6号）

第１回審問（北海道労働委員会）

10月27日（水）13時～17時
北海道労働委員会（道庁別館[道庁西側]10Ｆ）

誰でも傍聴できます。開始10分前に10Ｆ会場へお越し下さい。

2009 年 11 月 11 日、「賃金引き下げ（不利益変更）」に関する団体交渉の席上，北大当局は突然退席して団交を一方的に打ち切りました。 2004 年と 2005 年の両不当労働行為事件の和解で取り交わした 2006 年確認書の第５項「給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること」に完全に背きます。北大の不当労働行為はこれで三度目です。

北大職組は「正常な労使関係」の確立を求めて北海道労働員会に訴えました。「不当労働行為」とは？ 北大職組の主張はいかに正しいのか？ 正常な労使関係とは？ 労働委員の面前で弁護士から証人尋問が行われます。組合と当局の「証言」を精査して、労働委員は双方どちらの主張が正しいのか「判断」を下します。

多くの北大人が傍聴参加することを呼び掛けます。

北海道大学教職員組合